# 鉄道の安全施策

## 評価の目的・評価の手法等

### 評価の目的

福知山線列車脱線事故等の重大な事故の発生を踏まえ、「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」の制定(平成18年)等の措置を講じたことを受け、評価を実施することとしたものである。

なお、同法附則第8条において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認められるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、同法施行の5年後である平成23年度に適切な対応をとることができるよう、平成22年度に評価をとりまとめることとしたものである。

- ① 鉄道事業法等の改正に基づく施策の評価
- ② 踏切道改良促進法の改正に基づく施策の評価

### 政策レビュー概要(流れ)

- •運転事故の発生状況
- •国の施策の概要

## 安全を確保するための国の施策



### 政策レビュー対象項目の施策

- ・福知山線列車脱線事故等の発生を受け 実施した鉄道事業法等の改正
- ・5年毎に改正を行っている**踏切道改良促** 進法の改正

#### ■ 政策レビュー対象項目以外の各種施策

- ■・鉄道事業法による他の規制(施設の完成検査、車両の確認等)
- ■・運転免許制度、火薬類等の運搬規則による規制
- ■・道路交通法による通行者に対する規制(踏切の一旦停止義務等)
- ・営業法等による第三者に対する線路内立入や施設損壊行為の禁止
- ・事故の原因究明と再発防止対策
- ・新技術の研究開発 等

### 評価概要



#### 評価1 法令改正事項の対応状況を分析

※. 安全統括管理者、運転管理者の選任状況や 鉄道事業者の安全意 識等の変化の状況

#### 評価2 最終結果である事故の発生状況を分析

※. 政策レビュー対象項目と直接関連する事故は、列車事故(衝突、脱線等)、及び踏切事故であるが、他の事故についても、当該施策と関連すること等から事故全体を分析。

評価の視点①	評価の視点②	評価手法①	評価手法②
鉄道事業法等の改正事項を適切に実施 しているか。	乗客の死亡事故は発生 したか。 また、運転事故件数は 減少したか	安全統括管理者の選任等、鉄道事業 法の改正により、新たに義務付けられ た事項の実施状況を調査。	運転事故の発生 状況を調査。
鉄道事業者の安全意識が向上したか。		アンケートにより鉄道事業者の安全意識を調査。	
鉄道事業法等に改正に伴う <b>関連施策に</b> より安全性の向上が図られたか。		保安設備の設置状況、保安監査実施 状況等を調査。	
安全関連設備投資が適切に行われているか。		安全関連設備投資額を調査。	
踏切道改良促進法に基づく対応により <b>踏切道の改良が進捗したか</b> 。	踏切事故は減少したか。	踏切道の改良の状況を調査。	

## 評価結果と課題

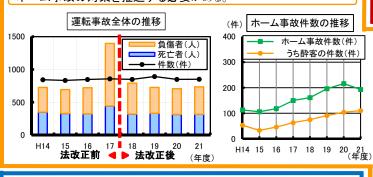
## 今後の対応方針

1 平成18年以降、列車脱線事故等の発生件数は大幅に減少した。しかしながら、重大事故が発生すると、甚大な人的被害を生ずるおそれがあることから、引き続き重大事故の防止対策を推進する必要がある。



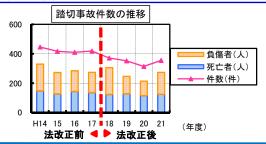
2 運転事故全体の件数は、長期的には減少傾向にあるが、近年 は下げ止まりの傾向にある。

これは、近年、酔客等のホーム事故が増加しているためであり、 ホーム事故の対策を推進する必要がある。



3 平成18年度から21年度までの踏切事故件数は、14年度から 17年度までと比べ、1割以上減少した。

しかしながら、依然として**運転事故全体の約4割**を占めており、 引き続き、**対策を推進する必要がある**。



4 平成18年度から21年度までの列車脱線事故等の発生率は、 14年度から17年度までと比べ、低くなっている。

しかしながら、地域鉄道事業者の事故発生率は他に比べ高く、 特に線路等に原因のある列車脱線事故等が多いことから、線路等が 適切に管理・更新されるよう、引き続き対策を推進する必要がある。



### ① 重大な事故の防止に向けた対応

**発生した事故の再発防止のみならず、**以下の取組み 等を行い、**重大事故の未然防止**を図ることが必要である。

#### [国の技術基準]

事故に加えてインシデント等の分析・検討を行い、所要 の改正を継続していくことが必要である。また、一層の安 全性の向上が図られるよう、より望ましい安全性の向上の ために推奨される事例を示すことが必要。

[インシデント情報等の収集・分析による対応の実施] 鉄道事業者に対し、いわゆる「ヒヤリ・ハット情報」を含むインシデント情報等の収集等により、事故の未然防止を図るよう、引き続き、指導することが必要。

[事後チェックの強化並びに鉄道事業者への情報提供等] 保安監査等を充実・強化して実施するとともに、鉄道 事業者に対し内部監査の実施を指導。また、鉄道事業 者の安全確保のための取組みが適切に行われるよう、事 故防止に有効な情報を有益な形で鉄道事業者等に提供 することが必要。

## ② 運転事故を減少させるための取組み

以下のホーム事故の対策を推進することが必要。

- ホームドア等の整備
- 非常押しボタン、転落検知マットの整備
- 利用者の理解と協力を得るための取組みの強化





#### ③ 踏切事故の減少等に向けた対応

- 踏切道の立体交差化、構造改良及び歩行者等立体横 断施設の整備の促進
- 踏切保安設備の整備の促進及び踏切道の統廃合の 促進
- 情報技術を活用した踏切事故の防止や、踏切通行者 に対する**交通安全意識の向上のための広報活動等を 強化**するとともに、学校等における教育を推進

#### ④ 地域鉄道の安全確保

高齢化社会を迎える我が国にあっては、公共交通の重要性が益々高くなっているが、地域鉄道事業者の多くは、赤字経営で施設の老朽化等が進み、事故率も他の事業者より高くなっている。

路線が存続される場合には、鉄道施設の適切な更新等を図り、安全な運行が継続されることが必要不可欠であり、国として、地域鉄道事業者の安全性向上のための投資等を支援する必要がある。